

## さくら市農業委員会総会議事録（令和元年12月定例総会）

1. 開催日時 令和元年12月23日（月）午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根 友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田 多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人） 8番 吉成 重男

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願について
	議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
副主幹兼係長	和氣 貴子
副主幹	檜原 史郎
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	野 中	<p>定刻になりました。本日の出席委員は 18 名で、欠席委員は 8 番吉成重男委員 1 名であり、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>皆さんこんにちは。総会の出席大変ご苦勞様でございます。今年もあと 1 週間ということで目まぐるしく 1 年が過ぎたような気がします。また、本年は台風 19 号の災害におかれまして大変な被害が出ております。被害からの復旧に向けての準備がこれから行われるかと思えます。そういう中 12 月 20 日に二階俊博幹事長さんはじめ国会議員の方などが喜連川地区の下河戸ため池決壊場所と荒川の連城橋近辺を視察されました。今後、災害復旧に向けた対応を早急になさるということで帰られました。そういうなかではありますが、議案の審議のほどよろしくをお願いいたします。あいさつとさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今からさくら市農業委員会 12 月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして、11 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可 2 件 申請者 ○○株式会社及び申請者 株式会社□□につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ、11 月 29 日付けで許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各</p>

		調査会より報告をお願いいたします。 はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。
2番	齋藤	本日全員出席のもと10時より1号議案1件、2号議案2件、3号議案2件、4号議案2件、計7件について書類並びに現地を調査してまいりました。後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	中山	次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。
18番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号が2件、議案第3号が1件、第4号が1件、合計4件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	中山	次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。
13番	小池	当委員会は定刻より10分遅れて開会をいたしました。当委員会に付託されました案件は、議案第2号が1件、第3号が4件の計5件であります。内容を審査の上、現地調査を行いました。なお、詳細等につきましては担当委員からご説明がありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	中山	次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。
14番	石田	本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。議案といたしまして第3号議案が1件、第4号議案が2件、計3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	中山	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 12番の大塚明美委員、13番の小池利一委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局	檜原	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>内容につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。昨日地元の推進委員2名と、また、本日調査会において現地確認をいたしました但問題はないという結論に至りました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。

6 番	石原	案内図 1 - 2 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。午前中の調査会において現地確認をいたしました但建物が建って 40 年経過しておりますので何ら問題はないと思っておりますので皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。 <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 <p>議案第 1 号番号 2 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 1 号番号 2 番については、原案どおり承認されました。 <p>続きまして議案第 1 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	(議案第 1 号番号 3 番について、朗読して説明する。) <p>なお、非農地証明交付要領の 2 の (1) の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
2 番	齋藤	案内図 1 - 3 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>この土地は平成 8 年に土地改良で換地されましたが、その前から当家の進入路となっていて問題ないと思っておりますのでよろしくご審議お願いします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。 <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号3番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地につきまして、栃木県農業振興公社への売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対しまして買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。</p>
2番	齋藤	<p>あっせん委員としまして、11番の見目桂一委員と15番の齋藤敏一委員を推薦いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号1番のあっせん委員は、11番の見目桂一委員と15番の齋藤敏一委員を指名いたします。 続きまして、議案第2号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地につきまして、栃木県農業振興公社への売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対しまして買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2番	齋藤	あっせん委員としまして、15番の齋藤敏一委員と17番の小室規雄委員を推薦いたします。
議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号2番のあっせん委員は、15番の齋藤敏一委員と17番の小室規雄委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
13番	小池	あっせん委員としまして、5番の七久保勉委員と13番の小池利一を推薦いたします。
議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号3番のあっせん委員は、5番の七久保勉委員と13番の小池利一委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。

2 番	齋藤	案内図 3-1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 内容については、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第 3 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 1 番については、原案どおり承認されました。続きまして議案第 3 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第 3 号番号 2 番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 4 番	石田	案内図 3-2 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 内容については、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第 3 号番号 2 番について承認される方の挙手を求めます。



		<p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>先月、申請者が5条転用でこの先の土地を□□に売却しましたのでその代替地として取得するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>

		以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)先ほどの案件と地続きになっているところがございます。内容等につきましては先ほどと同じです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。
19番	舟本	議案第3号番号5番につきましては当事者であるため退席いたします。
議長	中山	議案第3号番号5番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により当事者19番舟本幸美委員の退席を許可します。  【19番 舟本幸美委員 退席】
議長	中山	それでは議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号5番について朗読して説明する。)この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
16番	古澤	案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)内容については、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号5番については、原案どおり承認されました。 19番 舟本幸美委員の着席を願います。
		<b>【19番 舟本幸美委員 着席】</b>
議長	中山	続きまして議案第3号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号6番について朗読して説明する。)この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
6番	石原	案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)内容については、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号7番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	七久保	<p>案内図3-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請人は専業農家として農業に取り組んでおりまして何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号7番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号8番について事務局の説明を求め</p>

		ます。
事務局	石原	(議案第3号番号8番について朗読して説明する。 この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	案内図3-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 内容については、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号8番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号8番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第4号番号1番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますの

		<p>で場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、売買による所有権移転のための申請でございます。転用目的は建売住宅建築のためでございます。</p> <p>転用行為の必要性といたしましては、譲受人の〇〇は不動産の売買及び建築業を主体としている総合不動産業でございます。さくら市においても上阿久津等で分譲住宅の実績がございます。今回計画している土地におきましても区画整理事業の実施されている地域で、今後宅地化が進む住宅販売に適した場所でもあり周辺の活性化にもつながると思い計画に至りました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、リバーサイドきぬの里としてさくら市が宅地化を推奨している住宅需要の高い地域でございます。将来性のあるこの地域で住宅販売を計画しておりましたところ土地所有者から協力が得られたためこの土地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、宅地4区画を計画しております。外周はコンクリートブロックにて区画界として近隣に影響を及ぼさないようにいたします。し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流いたします。雨水は敷地内浸透により処理し、給水計画につきましてはさくら市事業水道管から取水いたします。なお、申請地の周辺には農地はございません。</p> <p>資金計画といたしましては、用地費、建築費、造成費、諸経費合わせて6400万円でございます。全額自己資金を充てます。金融機関の残高証明書も添付されております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第4号番号2番について事務局の説明を求め</p>

事務局	檜原	<p>ます。</p> <p>(議案第4号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
19番	舟本	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を東側が宅地、北側が道路、南側が農地、西側が農地に囲まれた土地であります。</p> <p>本申請は〇〇氏が贈与により一般住宅として転用する案件でございます。申請者である〇〇氏は譲渡人□□氏の娘で親子関係にあります。なおこの土地は先の農振除外に係る協議会で認可が出た農地であります。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由、現在△△市のアパートに親子4人で生活していますが生活していくにつれ手狭になってきました。このたび父から土地を譲り受けることが出来たため自己所有の家を建築する計画に至りました。両親は高齢であり生活介護が必要でありますので両親の暮らす実家近くを第一に考え今回の申請地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画、木造平屋建て1棟、駐車場3台、庭など計500㎡を確保しようとするものであります。取水は地下水を利用、排水は合併浄化槽にて敷地内処理いたします。雨水は敷地内で浸透する計画となっております。また、敷地は約0.6m盛土し周囲をL型擁壁で囲む計画となっております。</p> <p>資金計画につきましては総事業費3310万円の内10万円を自己資金、3300万円を融資にてまかなうこととしており金融機関の融資証明書が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響、周囲道路部分を除きL型擁壁で囲み土砂の流出を防ぎます。西側農地からは4m、南側農地からは7mの距離を取り建築いたしますので周辺の農地への日照通風への影響は少ないと思われまます。</p> <p>本日の調査会におきまして申請の内容を確認しました。また、</p>

		<p>先日地元の最適化推進委員とともに書類および現地調査を行っておりますが問題ないと判断しております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第4号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
19番	舟本	<p>案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は東側が水路、西側が農地、南側が道路、北側が水路に囲まれた土地であります。本申請は〇〇が使用貸借により農家住宅として転用する案件でございます。賃貸人□□と賃借人〇〇は親子関係でございます。</p> <p>転用行為の必要性和土地の選定理由、現在実家に両親と家族3人で住んでおりますが子供の成長に伴い家が手狭になってきました。また、農業の独立も兼ねて自己所有の住宅の建築を計画し、今回申請地を使用貸借することになりました。当該申請地は農作</p>



		<p>業に必要な機械等を収納するスペースが確保できる面積であり、周辺の農地に与える影響を最小限に抑えられると考えております。また、本申請地は先の農振除外の協議会におきまして許可が出ている農地でございます。</p> <p>土地利用計画によりますと木造2階建て1棟、駐車場3台、トラクターや重機収納のためのビニールハウス、また、コンテナや作業場及び機械等を管理するビニールハウス、重機の回転スペースや工作物搬入路などを確保するものでありまして総面積約900mが必要となります。取水は地下水くみ上げ、排水は合併浄化槽で敷地内処理いたします。雨水につきましては敷地内自然浸透といたします。造成計画ですが、約0.5mの土盛りをし、道路の高さと同じくらいにします。</p> <p>周辺農地への影響、北側と東側は水路、南側は道路であります。西側は農地であります但境界より5m離隔を取る計画でございます。また、敷地外周には植栽を設け隣地への土砂の流出を防ぎます。</p> <p>本日の調査会におきましても、また先日、地元の最適化推進委員と書類の内容を確認し現地調査を行いましたが無題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第4号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の</p>

		<p>例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 2 番	大塚	<p>案内図 4-4 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性としましては、現在実家に両親と同居しておりますが姉も同居している状況で子供の成長に伴い手狭になり今回の計画となりました。</p> <p>土地の選定理由と土地利用計画でございますが、子供の成長に伴い将来のことも考え両親の協力も必要不可欠で、親の年も高齢化になり介護の必要性も出てきていますので実家の近くに住まいを持つことになりました。公共水道の引き込みも可能でありまして転用面積も最小限で済むため農地の集団性に及ぼす影響はないと考え最適な場所であると選定いたしました。</p> <p>土地利用計画につきまして、申請地は建築基準法第 4 2 条 2 項道路に接道しこれが接続道路になります。</p> <p>資金計画といたしましては、土地造成費が 5 0 万円、建築工事が 2 2 0 0 万円、諸経費が 3 5 0 万円、計 2 6 0 0 万円です。全額借り入れとなります。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側が宅地、西側が道路、南側が道路、北側が畑で畑については自然勾配により北側の農地への土砂の流出は防止できると考えております。</p> <p>以上のような状況でございます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号番号 4 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 4 号番号 4 番については、原案どお

		<p>り承認されました。</p> <p>続きまして議案第4号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.4haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
14番	石田	<p>案内図4-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性ですが、〇〇氏は再生可能エネルギーを利用した発電事業を行っており現在〇〇市に1カ所太陽光発電設備を稼働しており更に再生可能エネルギー発電による電力供給安定に貢献対応するため、及び売電による安定収入確保のため今回の申請地に太陽光発電設備の計画をいたしました。</p> <p>土地の選定理由ですが、申請地は〇〇氏の父親が所有している土地で高台にあり周囲を山林等で囲まれた土地で田として耕作できないこと、太陽光発電する条件の日照への障害物が少ないこと、及びソーラーパネル設置に必要な面積が確保できること、さらに売電するための設備電線等が整備されており適地と考え選定いたしました。</p> <p>土地利用計画ですが、ソーラーパネルの設置につきましてはパネル間が双方の発電効率を損なわない間隔で設置いたします。雨水処理につきましては敷地内浸透処理を計画しております。ソーラーパネル設置発電関係詳細ですが、発電出力49.5キロワット、太陽発電モジュール240枚設置、敷地外周は高さ90cmのフェンスを設置します。</p> <p>資金計画ですが、ソーラー施設等設置工事費が1026万3000円、諸経費73万7000円、合計1100万円で、すべて自己資金にて対応します。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、申請地北側及び東側は太陽光発電施設、西側は法面、南側は申請地の残地の農地になりますが設置位置が北側になること、パネル設置高さを低くし日照通風等の被害がないように配慮し、転用に際しましては周辺に被害の</p>

		<p>ないよう十分注意して転用いたします。</p> <p>本日の調査会におきまして推進員2名に同席していただき現地調査を行いました結果、問題ないとのことでした。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>ここで、2時50分まで暫時休憩といたします。</p> <p>(午後2時40分～午後2時50分までの間休憩)</p>
議長	中山	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和元年度 第9号 公告予定年月日は令和元年12月27日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規7件、再設定42件、農地中間管理権取得が2件、所有権移転が2件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号は、原案どおり承認されました。 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号2番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号5番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちましてさくら市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(午後2時55分閉会)</p>